

令和4年11月定例会 総務委員会（事前）

令和4年11月21日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

増富委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

去る11月18日に開会された議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、当委員会に関係する議案第1号、令和4年度徳島県一般会計補正予算(第8号)については、本日の委員会で十分審議の上、11月28日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料（その2））

- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第5号 損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第6号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

松林警察本部長

私からは、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

本年10月末現在、刑法犯認知件数は1,860件、昨年同期と比較して53件減少し、検挙件数は959件と112件増加しております。

また、高齢者をはじめ幅広い年齢層で被害が発生している特殊詐欺事件は、被害件数が28件、被害額約5,659万円と、昨年同期に比べていずれも減少しております。

特殊詐欺については、社会情勢の変化等に応じて、犯行の手口や被害対象等が変化している状況が見られます。県警察としましては、効果的な被害防止を図るため、被害実態を分析し、県民の抵抗力を高める啓発活動や金融機関等と連携した対策を推進するとともに、関係被疑者の検挙や犯行グループの実態解明に向けた捜査を展開するなど、特殊詐欺の根絶に向けた取組を推進してまいります。

また、DVや児童虐待事案等事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、引き続き関係機関と連携の上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

殺人、強盗などの重要犯罪は、10月末現在、認知件数14件、検挙件数14件であり、検挙率については、昨年同期に比べ14.3パーセント増加しております。

先月発生しました、徳島市秋田町における持凶器強盗事件では、認知直後から多くの捜査員を投入し検挙したほか、300万円をだまし取られたオレオレ詐欺事件では、香川県警察との迅速な連携により、逃走中の犯人をJR高松駅構内で発見、スピード逮捕したところ です。

年末を控えたこの時期は、重要犯罪等の発生が更に懸念されることから、12月1日から1月10日までの間、年末年始特別警戒を実施することとしており、金融機関、コンビニエンスストア等への立ち寄りや、防犯団体と連携したパトロール活動を展開するなど犯罪の未然防止に努めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止です。

交通事故死者数は、昨日現在17人と昨年に比べ13人減少しております。

依然として高齢者が被害者あるいは加害者となるケースの割合が高く、高齢者の交通死亡事故抑止対策の徹底が課題となっております。

県警察では、本年も12月10日から1月10日までの間実施される年末年始の交通安全県民運動において、交通安全キャンペーン等による高齢者の安全対策はもとより、飲酒運転や暴走行為、横断歩行者妨害等の悪質、危険な交通違反の取締りを強化してまいります。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

本年も各地で自然災害による被害が発生しており、特に北日本の豪雨では東北地方を中心に甚大な被害が発生したほか、9月には台風14号が本県に接近し、大きな被害こそありませんでしたが、一部の地域に避難指示が発令されました。

引き続き、南海トラフ地震等による大規模災害の発生が懸念されることから、あらゆる事態に対して、迅速かつ的確な対処がとれるよう、自治体や消防署等の関係機関と情報交換に努めるとともに、各種訓練を実施し、有事に備えてまいります。

また、来年5月、広島県においてG7サミット、主要国首脳会議が開催されることに伴い、不法事案等の絶無に向けた警備諸対策を推進してまいります。

第5は組織基盤の強化です。

令和2年より進めております地域警察再編計画につきましては、藍住町内への大型交番の設置やそのほかの交番、駐在所について計画に基づき着実に推進しているところです。

今後も、変化する治安、地域情勢や県民の方々のニーズ等を踏まえながら、より環境に配慮した施設、車両整備に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的な感染予防と感染拡大に留意するとともに、バックアップ体制を確立するなど業務の継続に支障を及ぼすことのないよう配慮してまいります。

以上、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解、御協力を賜りますよう、よろし

くお願い申し上げます。

日浦首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。
お手元の説明資料の1ページを御覧ください。

交通事故が4件です。

1件目は、徳島中央警察署員の運転する捜査用車両がコンビニエンスストアの駐車場で後退した際、駐車中の車両に接触した事故で、賠償金額40万100円で和解いたしました。

2件目は、小松島警察署員の運転するパトカーが警察署の駐車場で後退した際、駐車中の一般車両に接触した事故で、賠償金額17万2,249円で和解いたしました。

3件目は、交通部交通企画課員の運転する公用車がアパートの駐車場で後退した際、駐車中の車両に接触した事故で、賠償金額5万8,564円で和解いたしました。

4件目は、牟岐警察署員が公用二輪車で県道を走行中、装着したヘルメット内から異物が落下したことに気を取られ、駐車中の車両に衝突した事故で、賠償金額9万1,410円で和解いたしました。

次に、説明資料の2ページを御覧ください。

遺失物返還に係る物損事故が1件です。

徳島中央警察署員が遺失物返還手続に際し、権利者を誤認し、必要な通知をしなかったため、権利者の所有権を喪失させた事故で、賠償金額5,000円で和解いたしました。

次に、説明資料の3ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が1件です。

徳島板野警察署員がアパート駐車場内において捜査活動中、同所に設置の共用灯に気付かず膝をぶつけ、ガラス製のカバーを落下させて破損させた事故で、賠償金額7,700円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

船本警務部理事官

その他、報告事項はございません。

増富委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

須見委員

先ほど、首席監察官から交通事故に係る専決処分の報告がありました。

交通事故が4件との報告であります。なかなかゼロにはならない、減らないという印象を受けております。警察職員の事故はやむを得ない部分もあると思いますが、警察職員

の不注意による交通事故は減らしていく必要があるのではと感じております。

9月の事前総務委員会においても、交通事故について言わせてもらいましたが、交通事故防止の取組として、各警察署が参加する競技会をやっていると伺いました。これらの取組状況はどうだったのか、改めて教えていただきたいと思っております。

日浦首席監察官

交通事故防止チャレンジ競技会の取組状況についてのお尋ねでございます。

職員の交通事故に係る専決処分の報告件数は、毎年度15件前後で推移しておりまして、本年度は、先ほど御報告いたしました4件を含め10件でございます。事故原因の多くが安全不確認によるものであることから、県民に交通安全、事故防止を呼び掛ける立場の県警察といたしましては、職員の交通事故防止を図るため、各種の取組を実施しているところでございます。

委員御質問の交通事故防止チャレンジ競技会は、職員の交通事故防止の機運を高めるため、本年7月下旬から10月下旬までの間、全警察署員を対象に実施したもので、実施期間中に各署が実施した事故防止施策等について評価するというものでございます。

実施期間中、全警察署において幅広い層を対象とした乗車訓練や、創意工夫を凝らした事故防止啓発活動が行われており、職員全体の運転技能の向上や安全運転意識の高揚が図られたものと考えております。また、競技会終了後に実施したアンケートでは、ほとんどの職員が本取組が事故防止に努めるきっかけとなったと回答しているなど、競技会の目的でもあります職員事故防止の機運が高まったものと考えております。

須見委員

今回、各警察署が独自に考えた良い取組については、これからどんどん広げていくことによって、交通事故が減っていくのではないかと考えるところであります。今回の取組をどう評価し、また、今後どのように交通事故防止につなげていくのか、お伺いしたいと思います。

日浦首席監察官

交通事故防止チャレンジ競技会では、全警察署が数多くの創意工夫を凝らした事故防止啓発活動を実施いたしました。

例えば、三好警察署では、管内で交通事故に遭遇しやすいヒヤリ箇所を署員が分析して管内地図に表示いたしまして、駐車場から飛び出す車両が多く危険、登下校時間帯に小中学生の横断が多いなどの意見を添えた、やまびこ安全マップを作成いたしまして署や交番に配備し、警察職員だけでなく地域住民にも活用してもらおうよう工夫しております。こうした取組は、県警察だけにとどまらず、広く県民に対しても安全運転意識の高揚を図ることができるものと考えております。

今後も、有用と思われる取組につきましては県民に広く周知するなどいたしまして、警察職員はもとより、県民一人一人に対する交通事故防止の機運が高められるよう努めてまいりたいと考えております。

須見委員

11月5日の徳島新聞にも「三好署管内の事故危険箇所マップに」ということで、今答弁いただいたように、様々な場所のパトロールを行っている警察官が交通事故に遭遇しやすいヒヤリ箇所を分析して、安全マップを作成したということで、非常に良い取組ではないかと思っています。こういった取組を、是非、地元住民の方々ともタイアップしながら、交通安全教育や子供の見守り活動に活用するなど、県民の交通事故防止にも役立てていただきたいと思います。

職員の交通事故防止につきましては、引き続き、県民の模範であるということを自覚しながら、先ほど答弁された取組を継続していただきたいと要望いたしまして質問を終わります。

北島委員

先ほど、日浦首席監察官から専決処分について6件報告を頂きました。今ほどは交通事故に対して須見委員からありました。

私からは遺失物返還に係る物損事故について御報告がございましたが、これについて何点か質問させていただきます。

まず、遺失物返還に係る物損事故については、これまでに余り聞いたことがない案件ですけれども、今回の事案の概要や経緯について改めて詳しく御説明を願えますでしょうか。

日下会計課長

遺失物返還事故の概要と経緯についての御質問でございます。

まず、概要について御説明いたします。

昨年10月、商業施設内で現金5,000円札1枚を拾得された方が、その現金を従業員の方に届け出て、後日に従業員の方から、お店の店長さんですけれども、警察署に提出された拾得金の手続に関する事案でございます。

拾得金を受理いたしました警察署におきましては、保管期間であります3か月間保管いたしました。その間に落とされた方、遺失者が現れなかったということで、拾得者であるお客さんが現金5,000円の所有権を取得いたしました。

本来ですと、拾得者が所有権を取得した場合、受理した警察署から拾得者に対しまして所有権を取得したことと、その拾得物の引き渡す場所と期間を記載した所有権取得通知書という書面において通知すべきところを、今回の事案ではその通知をしていなかったものでございます。

通知していなかったことから、拾得者は所有権を取得したことを知らされないまま、引取り期間が過ぎたことにより、その拾得金5,000円は県帰属、県の物となり、県の歳入として受け入れたものでございます。

事案が発覚いたしました経緯につきましては、引渡し期間が満了し、県の歳入として受け入れた後、本年8月に拾得者の親族の方から警察署に対し、拾得した現金についての処理はどうなっているかのお問合せにより確認したところ、今回の事案が判明したものでございます。

北島委員

非常にまれというか、内容も複雑なケースかなと思いました。その分、今後同じような事案を発生させないためにも、今回の原因を究明して、その内容を踏まえた対策をとるべきであろうと思います。いわゆる予防措置であったり、是正措置をきっちりとしておかないと、また同じようなケースが発生するのかなと思います。

そもそも、警察署で拾得物を受理してから県に帰属されるまでの流れを改めて説明していただきたいのと、今回の処理誤りの原因についてどのように分析されているのか、御説明を願えますでしょうか。

日下会計課長

拾得物の受理から帰属までの流れということで御説明いたします。

拾得には、例えば道で拾った場合であるとか、今回のようにお店の中で拾われた場合などいろいろなケースがあるのですが、今回のケースであります商業施設などの施設内におきまして、お客さんが拾われた物をその日のうちに、そのお店の方に届け出て、その拾得物件の所有権を主張している場合、落とされた方が現れなかった場合は拾った方の物になる場合を例に、受理から県に帰属するまでの流れを説明いたします。

届出を受けたお店の方は、拾得者に拾得の届出内容、例えば物件の種類であるとか特徴を記載した書面を拾得者に交付します。お店の方は、遺失者、落とされた方が現れなかった拾得物件につきまして、後日、警察署に提出いたします。警察署はお店の方に対して拾得物件預かり書を交付いたします。受理した警察署におきましては、拾得物件について3か月間公告、保管を行います。その期間内に落とされた方、遺失者が現れなかった場合、拾われた方が拾得物件の所有権を取得することとなります。警察署から、先ほど申しましたが、所有権を取得した拾われた方に対しまして、所有権を取得したこと、引渡期間は2か月間であること、引渡しの場所を知らせる所有権取得通知書を所有権が移転する期間に入りまして2週間以内に通知することとなります。この2か月間の引渡期間に拾得者、拾われた方が引取りに来なかった場合、最終的には拾得物件は県に帰属、県の所有となります。

次に、今回の事案の原因でございますが、一般の方の、お店のお客さんですが、拾得でありましたが、書類の確認が不十分であったため、お店からの届出であると誤信いたしまして、拾得者に対して、先ほど申しました所有権取得通知書の送付をしなかったことが原因となります。

北島委員

非常に複雑というか、拾われた方と警察との直接的なものであれば分かりやすかったと思うのですが、お店が間に入るということで非常に複雑になってしまうと。お話のとおり、本当に様々なケースでたくさんの遺失物とか拾得物を取り扱っていると思いますので、ミスが起きやすい事務でなかろうかと理解しております。

一方で、落とし物を拾われて、善意で警察に届出をされた県民の方にとってみれば、警察署では当然、適正に処理していただいていると思っております。

今後、こういった同様の事案を発生させないためにも、一番は再発防止が重要だと思いますけれども、今後どのように取り組んでいくのか、どう考えているのか教えていただけますでしょうか。

日下会計課長

再発防止に向けた取組についての御質問です。

委員のおっしゃるとおり、遺失物業務につきましては、国民の権利に直接関係するものでございます。その不適切な取扱いにつきましては、権利者に不利益をもたらす重要な業務であります。今回の事案につきましては、警察業務に対する信頼を損なうものと受け止めており、今回の事案を受けまして、警察本部の会計課監査室員が全10警察署を巡回いたしまして、遺失物業務の担当者に対して、個別に本事案を説明し、再発防止対策について直接指導を実施いたしました。

また、適正な遺失物事務の徹底等を内容とする本部長通達と、複数人での確認の徹底など具体的な再発防止対策を内容とした通知を発出いたしました。それから、遺失物管理システムというものがございまして、遺失物の情報を登録するシステムですが、これにおいて作成されます、先ほど来申し上げております所有権取得通知書発送リストを分かりやすくするよう改修を実施いたしまして、同種事案の再発防止対策を行ったところでございます。

北島委員

どの仕事におきましてもミスというのは大なり小なりあると思います。とはいえ、先ほども御説明にありましたとおり、国民県民の権利に関わる重要な業務でありますので、必要な指導を行うということでもありますし、担当者の方が責任を持って業務に取り組むことはもちろんですが、ミスをいかに発生させないようにするか、また、ミスがあっても最小限で収められるようカバーするなど、管理システムのリストも改修されるということですので、組織としてしっかりと対応をお願いしたいと思います。

一方で、いろんなミスのケースがあって、その度に体制だったりチェック機能を強化する形になると思いますけれども、新しい仕事のやり方が職員の皆さんに過度な負担にならないように、ミスが発生したらこれもせなあかん、あれもせなあかんというような形にならないように業務の平準化も必要だと思いますので、今後更なる働き方改革も同時に進めていただきたい。そういったお願いをして質問を終わります。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時58分）